官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一八）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一九）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同二〇）　三
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産一一四八）　四
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同一一四九）　四
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一一五〇）　四
〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務二六一）　五
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａに係る日本国による留保の撤回に関する件（外務二七一）　五
○不正取得された無効旅券の告示（同二七二）　五
○特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示（経済産業・環境七）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通五三六）　六
○高速自動車国道に関する件（同五三七）　六
○道路に関する件（四国地方整備局四三）　六
○道路に関する件（九州地方整備局九一）　六
○都市計画に関する件（同九二）　六
○道路に関する件（北海道開発局六四）　六
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局二三）　六
〔人事異動〕
内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　郵政民営化委員会事務局　船舶活用医療推進本部事務局　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について（中国地方整備局）　八
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委員会告示配四）　八
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人栃木県暴力追放県民センターから代表者変更の届出があった件（同五）　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、公示送達、隊員の免職処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他　九

法規的告示

○財務省・農林水産省告示第十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年一分九厘とする。	一　株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分とし、同条の年六分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分一厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分一厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分とする。
二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。	二　法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分五毛
六年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分四厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分七厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分八厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分九厘
（削る）	（削る）

償還期限	利率
五年以下	年一分五毛
五年を超え七年以下	年一分一厘五毛
七年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十年以下	年一分三厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分四厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分九厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分

三　法別表第五第三号の1に掲げる資金（同号の1の主務大臣の定める要件に適合する者に貸し付けられる資金に限る。）のうち、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）第三条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要とするものについては、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	利率
六年以下	年一分五毛
六年を超え八年以下	年一分一厘五毛
八年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十一年以下	年一分三厘五毛
十一年を超え十二年以下	年一分四厘五毛

償還期限	利率
五年以下	年一分五毛
五年を超え七年以下	年一分一厘五毛
七年を超え九年以下	年一分二厘五毛
九年を超え十年以下	年一分三厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分四厘五毛

十二年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分六厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分七厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分八厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分九厘
（削る）	（削る）

十一年を超え十三年以下	年一分五厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分六厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分七厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分八厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分九厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年二分

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	農業信用保証保険法第五十九条第一項の主務大臣の定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・一五パーセントを超える場合は、年三・一五パーセント）により計算した金額のものとする。	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息は、借入金につき、借入れの条件として定められた利率（その利率が年三・二五パーセントを超える場合は、年三・二五パーセント）により計算した金額のものとする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第六十九条第一項又は第二項の保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百四十八号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年一分九厘以内となる資金にあっては、年三分一厘五毛とする。	農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。ただし、都道府県が利子助成を行う資金であって、利率から利子助成金に相当する率を控除した率が年二分以内となる資金にあっては、年三分二厘五毛とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百四十九号

漁業近代化資金融通法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、漁業近代化資金融通法施行規程（平成二十八年十一月二十九日農林水産省告示第二千三百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。		（貸付利率の上限） **第七条**　法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率は、次の表の資金の種類の欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ同表の貸付利率の欄に掲げるとおりとする。	
資金の種類	貸付利率	資金の種類	貸付利率
一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘	一　令第二条の表の第一号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年一分九厘	二　令第二条の表の第一号に掲げる資金のうち総トン数二十トン以上の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が二十トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	年二分
三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘	三　令第二条の表の第二号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	四　令第二条の表の第二号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘	五　令第二条の表の第三号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	六　令第二条の表の第三号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分
七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年一分九厘	七　令第二条の表の第四号に掲げる資金	年二分
八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年一分九厘	八　令第二条の表の第五号に掲げる資金	年二分
九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年一分九厘	九　令第二条の表の第六号に掲げる資金	年二分
十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年一分九厘	十　令第二条の表の第七号に掲げる資金（次号に掲げる資金を除く。）	年二分
十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年一分九厘	十一　令第二条の表の第七号に掲げる資金のうち漁業協同組合等に貸し付けられるもの	年二分

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた漁業近代化資金についての漁業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千百五十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月十八日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年一分九厘とする。	農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率は、年二分とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

その他告示

○総務省告示第二百六十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

総務大臣　村上誠一郎

一　名称　令和七年度ホーク・中ＳＡＭ部隊実射訓練参加部隊
二　国外派遣期間　令和七年七月二十二日から令和七年十一月十九日まで
三　派遣人数（概数）　百五十人程度
四　派遣地域　アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○外務省告示第二百七十一号

日本国政府は、平成十三年五月二十二日にストックホルムで作成された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」（以下「条約」という。）附属書Ａにペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）、その塩及びＰＦＯＡ関連化合物を加える改正（令和元年十二月三日付け国際連合事務総長書簡）につき、条約第二十二条３(b)及び４の規定に基づいて留保を付していたところ、この留保を撤回する旨を令和七年二月二十六日に条約の寄託者である国際連合事務総長に通告した。

よって、当該改正は、令和七年二月二十六日に日本国について効力を生じた。

令和七年七月十八日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十二号

次の一般旅券は、虚偽申請により不正に取得されたものであり、無効な旅券である。

令和七年七月十八日

外務大臣　岩屋　毅

旅券番号	発行年月日
ＴＳ335759	2019年５月９日

○経済産業省
環境省告示第七号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第二十六条の規定による届出があったので、同令第三十五条第二号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十八日

経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

(一)　登録講習機関の名称　一般社団法人東京都金属プレス工業会
(二)　廃止しようとする講習の業務の範囲　講習の実施に係る業務
(三)　廃止しようとする年月日　令和七年七月十五日
(四)　廃止の理由　受講者数の減少及び事業収支悪化のため

○国土交通省告示第五百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和八年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
広間沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
群馬県桐生市川内町五丁目の区域内の土地のうち、次の一点から四点までを順次結んだ線、四点と五点を平成六年建設省告示第千九百二十六号で指定した同号九に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、五点から八点までを順次結んだ線、八点と九点を平成十三年国土交通省告示第千七百四十三号で指定した同号十二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、九点から二十点までを順次結んだ線及び一点と二十点を令和三年国土交通省告示第千四百十号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 29′ 04.1700″	139° 20′ 20.4032″
2	36° 29′ 03.3463″	139° 20′ 19.8203″
3	36° 29′ 03.1009″	139° 20′ 19.4903″
4	36° 29′ 03.0761″	139° 20′ 18.2881″
5	36° 29′ 03.3968″	139° 20′ 15.2623″
6	36° 29′ 03.1808″	139° 20′ 14.9829″
7	36° 29′ 03.8013″	139° 20′ 14.2309″
8	36° 29′ 04.1507″	139° 20′ 14.3716″
9	36° 29′ 04.5076″	139° 20′ 14.7697″
10	36° 29′ 04.6600″	139° 20′ 15.2219″
11	36° 29′ 04.6125″	139° 20′ 15.6130″
12	36° 29′ 04.1472″	139° 20′ 15.8665″
13	36° 29′ 03.8719″	139° 20′ 16.5137″
14	36° 29′ 03.6999″	139° 20′ 17.7690″
15	36° 29′ 04.0596″	139° 20′ 19.1820″
16	36° 29′ 05.7433″	139° 20′ 20.1501″
17	36° 29′ 06.2767″	139° 20′ 20.6309″
18	36° 29′ 07.0862″	139° 20′ 21.0969″
19	36° 29′ 07.3908″	139° 20′ 21.5855″
20	36° 29′ 07.4039″	139° 20′ 21.8859″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
群馬県桐生市黒保根町下田沢の区域内の土地のうち、次の一点から二十九点までを順次結んだ線及び一点と二十九点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 33′ 13.1700″	139° 15′ 18.2699″
2	36° 33′ 13.3714″	139° 15′ 17.8904″
3	36° 33′ 13.3891″	139° 15′ 17.2469″
4	36° 33′ 13.2314″	139° 15′ 16.9142″
5	36° 33′ 13.4787″	139° 15′ 16.2684″
6	36° 33′ 13.5078″	139° 15′ 15.1953″
7	36° 33′ 13.9274″	139° 15′ 14.3401″
8	36° 33′ 14.6415″	139° 15′ 13.7262″
9	36° 33′ 14.9540″	139° 15′ 14.7086″
10	36° 33′ 15.4708″	139° 15′ 14.1256″
11	36° 33′ 15.9229″	139° 15′ 13.7695″
12	36° 33′ 16.5437″	139° 15′ 13.0315″
13	36° 33′ 17.2618″	139° 15′ 12.7749″
14	36° 33′ 18.7090″	139° 15′ 12.7477″
15	36° 33′ 17.9642″	139° 15′ 13.1665″
16	36° 33′ 17.3343″	139° 15′ 13.2676″
17	36° 33′ 16.9471″	139° 15′ 13.7841″
18	36° 33′ 16.6049″	139° 15′ 14.7185″
19	36° 33′ 15.7599″	139° 15′ 15.4659″
20	36° 33′ 15.4717″	139° 15′ 16.1697″
21	36° 33′ 15.3457″	139° 15′ 17.0233″
22	36° 33′ 15.9083″	139° 15′ 18.1010″
23	36° 33′ 15.3199″	139° 15′ 18.8736″
24	36° 33′ 14.7191″	139° 15′ 18.7417″
25	36° 33′ 14.5897″	139° 15′ 18.0845″
26	36° 33′ 14.1693″	139° 15′ 17.6712″
27	36° 33′ 13.9331″	139° 15′ 18.1162″
28	36° 33′ 13.6080″	139° 15′ 18.1471″
29	36° 33′ 13.4302″	139° 15′ 18.4821″

○国土交通省告示第五百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名　四国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
伊予市中山町未九〇三番二から愛媛県喜多郡内子町立山五三九一番一まで	前	最大 一五五 最小 二二	二三一九
	後	最大 一五五 最小 二二	

○四国地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
高知県幡多郡黒潮町入野字神ノ前五九四番一から四万十市右山字南中山一九二三番一まで	前	A 八・七三～一〇八・四〇 B 一二・六四～二四六・四三	八・三〇六 〇・九九六	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 八・七三～一〇八・四〇 B・C 一二・六四～二四六・四三	八・三〇六 三・六六〇	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局中村河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大字伊比井字鷲巣三九六六番から同市大字伊比井字向鷲巣二九六四番四まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年七月十八日

○九州地方整備局告示第九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十八日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年九州地方整備局告示第百四十八号筑豊広域都市計画下水道事業遠賀川中流流域下水道

三　事業施行期間　自平成十二年三月二十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日

北海道開発局長　遠藤　達哉

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十号	北海道虻田郡喜茂別町字川上八〇番一地先から同町字川上八一番地先まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　令和七年七月十八日

○沖縄総合事務局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年七月十八日

沖縄総合事務局長　小八木大成

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年沖縄総合事務局告示第四十二号中部広域都市計画道路事業三・二・六号胡屋泡瀬線

三　事業施行期間　自平成二十五年九月十八日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十五年沖縄総合事務局告示第四十二号の事業地のうち沖縄県沖縄市高原三丁目、高原四丁目及び高原五丁目並びに大里一丁目及び大里二丁目地内において事業地を変更し、沖縄県沖縄市大里三丁目地内を加える。

使用の部分　なし

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する
同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信海外出張不在中内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を命ずる
○環境大臣臨時代理解職
同　小泉進次郎
環境大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に環境大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　小泉進次郎
内閣府特命担当大臣浅尾慶一郎帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力防災）事務代理を免ずる
雨宮　竜太　小橋陽一郎
簡易裁判所判事兼判事補に任命する（各通）
（東京地方裁判所判事）判事　釜村　健太
（名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事）同　濱口　紗織
簡易裁判所判事に兼ねて任命する（各通）（以上七月十六日）
（厚生労働省大臣官房厚生科学課長）厚生労働技官　眞鍋　馨
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））に昇任させる

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　森田　博通
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁）に転任させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　草野　哲也
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（財務省主税局参事官付国際租税総合調整官）財務事務官　小多　章裕
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる
国家安全保障局に併任する
（財務省大臣官房付）財務事務官　木村　藍子
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる
（財務省大臣官房政策金融課長）財務事務官　大江　賢造
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる
国家安全保障局に併任する
（総務省情報流通行政局情報通信経済室長）総務事務官　鈴木健太郎
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる
内閣官房副長官補付に併任する
国家安全保障局に併任する
（内閣府大臣官房審議官（経済財政運営、経済社会システム及び共生・共助担当）内閣府技官　成松　英範
（厚生労働省大臣官房審議官（医政、口腔健康管理、精神保健医療、災害対策担当））厚生労働事務官　榊原　毅
（厚生労働省大臣官房審議官（人材開発、外国人雇用、都道府県労働局担当））同　蒔苗　浩司
（厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、総合政策担当））同　巽　慎一
（厚生労働省政策統括官（総合政策担当））同　辺見　聡
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）

（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　吉田　昌司
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））に併任する
（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（財政運営基本担当））内閣府事務官　川本　敦
（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長）同　大野　由希
（金融庁総合政策局付）同　松田　泰幸
（金融庁監督局付）同　山崎　彩
（総務省大臣官房付）総務事務官　福西　竜也
（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　高橋　慶子
（財務省大臣官房付）同　足利　貴聖
（同）同　伊藤　大輔
（同）同　佐藤　伸樹
（同）同　谷　雅彰
（財務省主計局主計企画官（調整担当））同　澁谷　弘一
（財務省主計局主計官（厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当））同　横山　好古
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　高宮　裕介
（同）厚生労働技官　日野原友佳子
（同）厚生労働事務官　前田奈歩子
（同）同　安田　正人
（厚生労働省参事官）同　澤口　浩司
（同）同　髙松　利光
（厚生労働省参事官（総合政策統括担当））同　岡　英範
（同）同　梶野　友樹
（厚生労働省医政局地域医療計画課長）厚生労働技官　西嶋　康浩
（厚生労働省医政局参事官（医療情報担当））同　木下　栄作
（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長）厚生労働事務官　安藤　英樹
（厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長）同　上田真由美

（厚生労働省保険局調査課長）同　江郷　和彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長）厚生労働技官　木庭　愛
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
内閣感染症危機管理統括庁に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　西野　健
財務省に出向させる
（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））内閣事務官　三木　文平
財務省に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　後藤　武志
財務省に出向させる
国家安全保障局の併任を解除する
（内閣官房内閣審議官（内閣感染症危機管理統括庁））内閣事務官　日下　英司
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））同　伊澤　知法
（内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁））同　池上　直樹
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　宮腰　奏子
厚生労働省に出向させる（各通）
（厚生労働省大臣官房審議官（職業安定、労働市場政策担当））厚生労働事務官　青山　桂子
（厚生労働省大臣官房審議官（医療介護連携、データヘルス改革担当））厚生労働技官　神ノ田昌博
（厚生労働省大臣官房審議官（人材開発、外国人雇用、都道府県労働局担当））厚生労働事務官　高橋　秀誠
（厚生労働省大臣官房審議官（健康、生活衛生、総合政策担当））同　宮本　直樹

（厚生労働省政策統括官（総合政策担当））同　朝川　知昭
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　和田　幸典
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣総務官室））の併任を解除する
（内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（財政運営基本担当））内閣府事務官　高橋　太朗
（カジノ管理委員会事務局総務企画部総務課長）同　形岡　拓文
（金融庁総合政策局付）同　小長谷章人
（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　石谷　良男
（財務省大臣官房付）同　伊藤　拓
（同）同　佐藤　隆夫
（同）同　藤野　武広
（財務省主計局給与共済課長）同　渡辺　政顕
（財務省主計局主計官（厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当））同　山本　庸介
（厚生労働省大臣官房参事官（雇用環境政策担当））厚生労働事務官　末光　大毅
（厚生労働省大臣官房会計課計管理官）同　立石　祐子
（厚生労働省大臣官房付）同　河村のり子
（同）同　原田　朋弘
（同）同　日野　力
（厚生労働省参事官（総合政策統括担当））同　宮下　雅行
（同）同　安藤　公一
（厚生労働省参事官）同　宇野　禎晃
（同）同　堀　泰雄
（厚生労働省医政局地域医療計画課長）厚生労働技官　松瀬　貴裕
（厚生労働省医政局参事官（医療情報担当））同　中田　勝己
（厚生労働省職業安定局雇用政策課長）厚生労働事務官　田中　彰子
吉田　暁郎

（厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長）同　川口　俊徳
（厚生労働省保険局調査課長）同　鈴木　健二
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）
（厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長）厚生労働技官　荒木　裕人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する
内閣感染症危機管理統括庁の併任を解除する（以上七月八日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　平井　康夫
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月九日）
（財務省大臣官房付）財務事務官　清水　雄策
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する
（東京高等検察庁検事）検事　小林　隼人
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する
（東京高等検察庁検事）検事　南部晋太郎
（資源エネルギー庁資源・燃料部燃料環境適合利用推進課長）経済産業事務官　刀禰　正樹
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十日）
（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　須藤　明裕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（七月十三日）
（外務省大臣官房参事官（アジア大洋州局、アジア大洋局南部アジア部））外務事務官　柏原　裕
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））に昇任させる
国家サイバー統括室に併任する
（総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当））総務事務官　橋本憲次郎
（外務省北米局長）外務事務官　熊谷　直樹
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）
（内閣官房内閣審議官（国家安全保障局））内閣事務官　室田　幸靖
外務省に出向させる
国家サイバー統括室の併任を解除する
（外務省北米局長）外務事務官　有馬　裕
（文部科学省国立教育政策研究所長）文部科学事務官　池田　貴城
（スポーツ庁次長）同　寺門　成真
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）（以上七月十四日）

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　大野　由希
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　形岡　拓文
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上七月八日）

郵政民営化委員会事務局

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　山崎　彩
郵政民営化委員会事務局参事官に併任する（七月八日）

船舶活用医療推進本部事務局

（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　榊原　毅
船舶活用医療推進本部事務局次長に併任する
（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　森　真弘
船舶活用医療推進本部事務局次長の併任を解除する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　西嶋　康浩
船舶活用医療推進本部事務局参事官に併任する
（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　中田　勝己
船舶活用医療推進本部事務局参事官の併任を解除する（以上七月八日）

官庁報告

官庁事項

旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和七年七月一日に、旭川水系河川整備計画【大臣管理区間】を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和七年七月十八日　　中国地方整備局長　杉中　洋一

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十八日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　区域　備考
熊本県葦北郡津奈木町大字岩城字浜崎二一二二番一九から同町大字岩城字浜崎二一二九番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年七月十九日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人田邉豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日　金沢地方法務局

元当局所属公証人林田雅隆の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日　佐賀地方法務局

元当局所属公証人樋口祐子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年7月18日　長崎地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０４２号
東京都目黒区原町２丁目１番19号
清算株式会社　株式会社ＡＫ
代表清算人　秋元　　茂
１　決定年月日　令和７年７月４日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
岐阜県中津川市苗木4869番地
清算株式会社　恵東精機株式会社
代表清算人　安藤　正樹
１　決定年月日　令和７年７月２日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岐阜地方裁判所多治見支部

監 督 命 令

再生手続開始

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十六日
掲載頁　五十八頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月十二日
掲載頁　四十二頁（号外第一三〇号）

令和七年七月十八日

群馬県前橋市駒形町一四八一番地一
（甲）株式会社エクスプレーン
代表取締役　石田　有

静岡県富士市島田町一丁目五〇番地ＷＯＲＸ富士
（乙）株式会社コスミック
代表取締役　石田　有

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十四日に終了しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.glosel.co.jp
（乙）https://www.glosel.co.jp

令和七年七月十八日

東京都千代田区神田司町二丁目一番地
（甲）株式会社グローセル
代表取締役　山本　晃義

埼玉県さいたま市南区文蔵一丁目一八番九号
（乙）株式会社イーストンワークス
代表取締役　奈良　弘行

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月一日であり、甲の社員総会の承認決議は令和七年六月三日、乙の評議員会の承認決議は同年六月十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.shizushiyou.or.jp/information/gaiyou/
（乙）https://dione.dataeast.jp/taisyoku/houkoku/index.html

令和七年七月十八日

静岡県静岡市葵区追手町九番二六号
（甲）公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会　代表理事　千葉　一道

静岡県静岡市葵区追手町九番二六号
（乙）公益財団法人静岡県私立幼稚園退職基金財団
代表理事　河合　辰哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　五十五頁（号外第一四六号）

令和七年七月十八日

名古屋市中区錦三丁目六番二九号
（甲）興和株式会社
代表取締役　三輪　芳弘

東京都中央区日本橋本町三丁目四番一〇号
（乙）株式会社ケータック・プランナーズ
代表取締役　金森　浩樹

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により日東ベスト株式会社（乙、山形県寒河江市幸町四番二七号）の冷凍食品等の販売に関する事業の一部（一般消費者に対する直接販売事業）の権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第一項に基づき、乙は同第七八四条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに会社分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月十八日

山形県寒河江市幸町四番二七号
株式会社シロッコさがえ
代表取締役社長　佐藤　光義

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のファクタリング関連の与信審査に関するシステム等開発事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は、会社法第七百九十六条第二項に基づき株主総会の承認決議を経ずに承継を決定しております。また、乙は会社法第七百八十四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに分割を決定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年四月八日
掲載頁　五十八頁（号外第七十九号）

令和七年七月十八日

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階
（甲）株式会社マネーフォワード
代表取締役社長　辻　庸介

東京都港区芝浦三丁目一番二一号ｍｓｂＴａｍａｃｈｉ田町ステーションタワーＳ二一階
（乙）株式会社Ｂｉｚ　Ｆｏｒｗａｒｄ
代表取締役　冨山　直道

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ランドネクスト（乙、住所　東京都千代田区内神田一丁目七番六号北大手町ビル）の不動産販売にかかる事業及びこれに附帯関連する事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月十日
掲載頁　五十九頁（号外第一五九号）

令和七年七月十八日

東京都千代田区内神田一丁目七番六号
株式会社ランドネクスト設立準備会社
代表取締役　島村　直之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　二頁

令和七年七月十八日

東京都文京区大塚三丁目四二番一四号
（甲）株式会社レイ構造研究所
代表取締役　千田　成子

東京都文京区大塚三丁目四二番一四号
（乙）株式会社ＳＥ建築研究所
代表取締役　千田　勝一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が保有する本社機能及び子会社管理機能その他全ての事業（乙が保有する子会社の株式を含む。）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　七十四頁（号外第一二〇号）

令和七年七月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号パレスビル五階
（甲）株式会社ＢＣＪ－９６
代表取締役　杉本　勇次
東京都千代田区二番町八番地八
（乙）株式会社ヨーク・ホールディングス
代表取締役　石橋誠一郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての事業（液体危険物貨物を中心としたタンクターミナル・総合物流倉庫・配送事業・販売／リース事業）に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月三十一日
掲載頁　一〇二頁（号外第七十二号）

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月三十日
掲載頁　七頁

令和七年七月十八日
東京都中央区日本橋堀留町二丁目一番三号
（甲）セントラル・タンクターミナル株式会社
代表取締役　宮川　靖嘉
横浜市鶴見区大黒町三番一〇〇号
（乙）内外輸送株式会社
代表取締役　宮川　靖嘉

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　五十六頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月十一日
掲載頁　七十五頁（号外第一六〇号）

令和七年七月十八日
横浜市神奈川区菅田町二九五三番地の一
（甲）株式会社愛たまご
代表取締役　齋藤　大天
横浜市神奈川区菅田町二九五四番地
（乙）株式会社愛鶏園
代表取締役　齋藤　拓

組織変更公告

当法人は、労働者協同組合に組織変更することにいたしました。

組織変更後の名称は子育て支援ワーカーズプーのいえ労働者協同組合とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
札幌市手稲区前田一条十二丁目一番五〇号
ていね楽市ビルＣ号一階
特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズプーのいえ
理事　渡邉みちよ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
札幌市手稲区富丘四条五丁目五番一一号
パウダースノーコンサルティング合同会社
代表社員　遠藤　正

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月十九日であり、組織変更後の商号はＩＩＤＡ商事株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
茨城県潮来市日の出六－一－一六－一〇一
ＩＩＤＡ合同会社
代表社員　飯田　志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十日であり、組織変更後の商号は長樂株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
群馬県高崎市南町一番地一　長樂合同会社
代表社員　蔡　長樂
代表社員　金田　昭男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
東京都渋谷区道玄坂二丁目一五番一号
Ｔｒａｎｓ　ｃｒｅａｔｉｏｎ合同会社
代表社員　東海政太郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
東京都清瀬市中里二丁目一六二〇番地一
合同会社日比建設
代表社員　日比　靖仁

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五四番地
ｋａｎｎａｉｅｘビル八階
ＣＳメディカルサポート合同会社
代表社員　黄　聖琥

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
愛知県清須市清洲一六六八番地
合資会社カトウ
代表社員　加藤　丈人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十日であり組織変更後の商号は株式会社ｋｏｕｔｅｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
大阪府堺市南区釜室一二〇番地一
好天合同会社
代表社員　林　公典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり組織変更後の商号は株式会社ＳＩＤＥＬＡＢとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
兵庫県神戸市東灘区西岡本一丁目五番一六号フルニール岡本五〇一号
ＳＩＤＥＬＡＢ合同会社
代表社員　横石　弘樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
和歌山市南出島九二番地の一
合名会社大光社
代表社員　小林美智子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日
福岡市早良区四箇二丁目二番五三号
合資会社プライム
代表社員　春日　達也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十日

掲載頁　四十四頁（号外第一五九号）

令和七年七月十八日

北海道河東郡鹿追町鹿追北四線五番地

株式会社しかおい水素ファーム

代表取締役　野口　浩

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千六百四十五万四千八百二十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://lightz-inc.com/ir/

令和七年七月十八日

茨城県つくば市千現二丁目一番地六

株式会社LIGHTz

代表取締役　乙部　信吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.law-japan.com/koukoku/egypt/index.php

令和七年七月十八日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号

在エジプト日本大使館ファシリティマネジメント株式会社

代表取締役　山崎　勉

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二百八十五万六千円減少し、令和七年七月一日から令和七年八月三十一日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を金五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月二十七日

掲載頁　七十一頁（号外第三〇五号）

令和七年七月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番九号

ＤＦｒｅｅ株式会社

代表取締役　中西　敦士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億二百七十三万五千五百円減少し、一億円とすることにいたしました。

また、令和七年七月十八日から令和七年八月二十五日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合及び同期間内に新株予約権の全部又は一部が行使された場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたしました。減少する資本金額の全額を資本準備金とします。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://about.colorfulcast.com/kokoku

令和七年七月十八日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号渋谷ヒカリエ三三Ｆ

カラフルキャスティング株式会社

代表取締役　松本　豊季

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百四十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/206346/announces

令和七年七月十八日

東京都荒川区南千住八丁目五番七号白鬚西Ｒ＆Ｄセンター三〇一号室

イントロン・スペース株式会社

代表取締役　今井　茂雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三千二百九十五万円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和六年十二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第二九二号）

令和七年七月十八日

東京都中央区銀座七丁目四番一五号

株式会社ピカパカ

代表取締役　原　基記

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十八日

兵庫県西宮市神園町一五番五一号

合同会社ＷＩＮＧ　ＢＡＳＥ

代表社員　中島安紀子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金四千五百万円減少し金五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年八月二十二日であり、株主総会の決議は、令和七年八月二十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://prime-gate.com/ir/pdf/kessankoukoku_240930.pdf

令和七年七月十八日

山口県宇部市床波一丁目六番一三号

株式会社プライムゲート

代表取締役　梅田　芳直

準備金の額の減少公告

当社は、令和七年九月一日を効力発生日とする株式会社愛鶏園との株式交換（以下「本株式交換」という）の効力発生を条件として、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月十一日

掲載頁　五十六頁（号外第一六〇号）

令和七年七月十八日

横浜市神奈川区菅田町二九五三番地の一

株式会社愛たまご

代表取締役　齋藤　大天

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十四億七千七百二十九万六千七百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　七十四頁（号外第一五〇号）

令和七年七月十八日

名古屋市中区丸の内一丁目八番二四号

綿常プロパティサービス株式会社

代表取締役　浅野　正志

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十五億円減少し、十億五千百九十七万五十八円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和七年九月一日であり、株主総会の決議は、令和七年六月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月十八日

広島市西区商工センター四丁目六番八号

株式会社コンセック

代表取締役　福田多喜二

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億七千五百万円、資本準備金の額を四億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.mti.co.jp/koukoku

令和７年７月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号

株式会社イーグル

代表取締役　吉田　旭

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百万円、資本準備金の額を九百万円減少し、それぞれ一千二百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和７年７月十四日

掲載頁　一四〇頁（号外第一六一号）

令和７年７月十八日

大阪府堺市南区赤坂台一丁五八番一号

株式会社ＴｅＴｏＴｅ

代表取締役　宮崎　寛

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年八月四日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月十二日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和７年７月十八日

福島県福島市松浪町四番二三号

株式会社同仁社

代表取締役社長　村上　徹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和７年八月五日を基準日と定め、同日十八時現在の株主名簿上の株主をもって、令和七年八月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和７年７月十八日

京都市上京区浄福寺通上立売上る大黒町六八九番地一

株式会社テムザック

代表取締役　髙本　陽一

代表取締役　川久保勇次

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月十八日

東京都渋谷区代々木五丁目五九番三号

インクステクニカルサービス株式会社

代表取締役　小作　祐史

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月十八日

愛知県西尾市宮町二六〇番地

金山化成株式会社

代表取締役　金山　亮

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月十八日

愛知県西尾市米津町雨堀五二番地

株式会社キンテック

代表取締役　米津　長治

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月十八日

大阪市福島区福島七丁目二〇番一号

日本流通産業株式会社

代表取締役社長　大桑　弘嗣

株式交換につき株券等提出公告

当社は、芝浦産業株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年八月十八日までに当社にご提出下さい。

令和７年７月十八日

東京都港区港南一丁目六番四一号

芝浦鋼材株式会社

代表取締役　大川　伸幸

株式移転につき株券等提出公告

当社は、稲岡ホールディングス株式会社を完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年十月一日までに当社にご提出下さい。

令和７年７月十八日

神奈川県茅ヶ崎市高田四丁目四番五号

稲岡ホーム建設株式会社

代表取締役　稲岡　武義

資金決済に関する法律第四十七条第三号及び同法施行令第十七条第二項第二号に基づく資金移動業の債務の履行に係る公告

当社は、令和７年六月三十日をもって資金移動業の全部を廃止いたしました。

しかしながら、資金移動業として行う為替取引に関し負担する債務の履行を終えられておりません。

令和７年八月二十一日までに、ご利用の携帯端末におけるＬＩＮＥアプリの操作によって、振込先預金取扱金融機関口座を指定し送金手続を行っていただきますようお願い申し上げます。送金手続を完了いただく都度、随時当社より振込を行います。

なお、国内の銀行口座への振込手数料は当社負担です。

その他、当社が適当と認める方法により残高返還を行うことがあります。

〇問合せ先

〒八一二―〇〇一二　福岡市博多区博多駅中央街八番一号

ＬＩＮＥヤフーコミュニケーションズ株式会社

http://pay.line.me/cs

令和７年７月十八日

東京都品川区西品川一丁目一番一号　住友不動産大崎ガーデンタワー二二階

ＬＩＮＥ　Ｐａｙ株式会社

代表取締役社長ＣＥＯ　前田　貴司

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年二月十九日付官報号外第三十三号の九十八頁に掲載されています。

令和七年七月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社　取締役　山﨑　亮雄

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、優先資本金の額を四億円減少することとしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月二十日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月十八日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社内

エスアイエム・レジデンス・スリー特定目的会社　取締役　山﨑　亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四十五億円減少し、金七千四百四十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十二月十二日

掲載頁　七十頁（号外第二八八号）

令和七年七月十八日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内　ＫＲＦ７９特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十四億千八百五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=56100885

令和七年七月十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十六億八千四百七十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

https://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=1409485

令和七年七月十八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

エーヴィダブリューエル・ジャパン・リアルエステート2特定目的会社

取締役　安藤　隆夫

確定給付企業年金の清算公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和七年三月三十日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年七月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

令和七年七月十八日

東京都港区虎ノ門二丁目一番一号

商船三井マリテックス株式会社

確定給付企業年金清算人　芦村　和男

訂正公告

令和七年七月四日（号外第一五四号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、④、⑦の「福島県郡山市大槻町字北寺27番地の５」とあるは「福島県郡山市大槻町字北寺28番地の５」の誤りにつき、それぞれ訂正します。

令和七年七月十八日

福島県郡山市大槻町字北寺二八番地の五

株式会社ＥＧＰ

代表取締役　五十嵐むつ子

正誤	ページ	段	行	誤	正
令和六年七月二十三日（号外第百七十五号）公布総務省令第七十五号（普通交付税に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）	六五六				
	〃	改正後欄	一	0.000120	0.000110
	〃	〃	〃	0.3960	0.3770
	〃	改正前欄	〃	0.000110	0.000110
	〃	改正後欄	二	0.000187	0.000193
	〃	〃	〃	0.3626	0.3355
	〃	〃	三	0.3840	0.3590
	〃	〃	一一	0.3655	0.3435
	〃	〃	〃	0.3155	0.2965
	〃	〃	一二	0.000600	0.000610
	〃	〃	〃	0.1180	0.0885
	〃	〃	〃	0.0980	0.0790
	〃	〃	一三	0.000580	0.000570
	〃	〃	〃	0.1310	0.1145
	〃	〃	〃	0.1175	0.0985
	〃	〃	一四	0.3840	0.3620
	〃	〃	〃	0.3265	0.3075
	〃	〃	一五	0.4155	0.3935
	〃	〃	〃	0.3580	0.3390
	〃	〃	〃	0.3630	0.3410
	〃	〃	一六	0.3630	0.3410
	〃	〃	〃	0.3114	0.2924
	〃	〃	一七	0.3630	0.3410
	〃	〃	〃	0.3120	0.2930
	〃	〃	一九	0.1190	0.0970
	〃	〃	〃	0.1030	0.0840
	〃	〃	二〇	0.2330	0.2110
	〃	〃	〃	0.1980	0.1790
	〃	〃	二一	0.3590	0.3370
	〃	〃	〃	0.3060	0.2870
	〃	〃	二二	0.000440	0.000460
	〃	〃	〃	0.1210	0.0820
	〃	〃	〃	0.1020	0.0830
	〃	〃	二三	0.000400	0.000380
	〃	〃	〃	0.1530	0.1460
	〃	〃	〃	0.1340	0.1150
	〃	〃	二四	0.2280	0.2060
	〃	〃	〃	0.1940	0.1750
	〃	〃	二五	0.3190	0.2970
	〃	〃	〃	0.2780	0.2590
	〃	〃	二六	0.3610	0.3390
	〃	〃	〃	0.3080	0.2890
	〃	〃	二七	0.3245	0.3025
	〃	〃	〃	0.2796	0.2606
	〃	〃	二八	0.3451	0.3231
	〃	〃	〃	0.2970	0.2780
	〃	改正後欄終りから	七	1.106	1.039
	〃	改正前欄	〃	1.039	1.039
	〃	改正後欄	六	0.800	0.752
	〃	改正前欄	〃	0.752	0.752
	〃	改正後欄	三	0.923	0.867
	〃	改正前欄	〃	0.867	0.867
	〃	改正後欄	二	0.668	0.627
	〃	改正前欄	〃	0.627	0.627
	〃	改正後欄	一三	0.395	0.397
	〃	改正後欄終りから	一三	予防接種をいう	予防接種
	六八七				
令和七年三月三十一日（号外特第八号）厚生労働省・農林水産省告示第一号（令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正する件）（原稿誤り）	四九三				